

A 手書きの受診券案を提供するようになった理由

～ 原則は、特定健診データ管理システムでの受診券発行のため、手書き受診券は例外 ～

平成21年4月9日(木)

①	H20年度のシステム本稼働が遅れ、受診券発行できない												
②	システムで受診券発行したいが、新しい台帳が反映される前で発行できない。 4/1転入の場合、5月20日ごろにシステムで受診券発行ができる <table><tr><td>4/1</td><td>4月末</td><td>5/7 (毎月5日)</td><td>5/20ごろ</td></tr><tr><td>転入</td><td>台帳作成</td><td>連合会提出</td><td>レセプト用システムに投入</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>システムに新しい台帳情報の反映</td></tr></table>	4/1	4月末	5/7 (毎月5日)	5/20ごろ	転入	台帳作成	連合会提出	レセプト用システムに投入				システムに新しい台帳情報の反映
4/1	4月末	5/7 (毎月5日)	5/20ごろ										
転入	台帳作成	連合会提出	レセプト用システムに投入										
			システムに新しい台帳情報の反映										
③	集団健診で、受診券を忘れた住民がいる (個別健診では、自己負担額が分からないため、受診できない。 集団健診は、市町村が受付している事が多く、市町村がその場で受診券作成している場合もある)												

例のような声があり、手書きの受診券が必要となったため、受診券を作成している連合会にて案を提供しました。

B 手書き受診券の課題と解決策

	課題	解決策
①	受診券整理番号が空白	H21年度 a. 受診券整理番号に「09100000000」を追加 b. 本人には手書き受診券を渡す c. 各健診機関へは、「09100000000」の入力を依頼 d. 連合会に請求した際、「09100000000」のままでは返戻 e. 市町村にてシステムで受診券発行 (印刷しない) f. 市町村にて一覧を作成 (別紙「手書き受診券作成者の一覧」) g. 国保ネットで毎月10日までに連合会に報告 h. f を参照して、連合会にて1人ずつ「09100000100」等、入力していく ※ H20年度からの変更点 a: 受診券整理番号に「09100000000」追加 e: 市町村にてシステムで発行
②	自己負担額が課税別で、年度内で課税が変更になった場合 変更前の自己負担額で、手書きの受診券を発行した	
③	H20年度はシステム閉鎖等のため連合会にて受診券を発行していたが、自己負担額が違う場合に健診機関へ確認 (時間がかかり、間に合わず返戻となる場合もあった) 受診時は資格有りだが、連合会で費用決済する時点では資格喪失等の場合、40歳未満の媒体で請求していた (補助金は転出者で国保の間は補助対象。システムの補助金帳票以外で補助対象者を把握する必要がある)	

※システム: 特定健診等データ管理システム